仕　様　書

件名　新国立劇場ワイヤレスマイクシステム設備整備工事

独立行政法人日本芸術文化振興会

仕　様　書

1.概要

1.1　名　　称　　新国立劇場ワイヤレスマイクシステム設備整備工事

1.2　施工場所　　東京都渋谷区本町１－１－１（新国立劇場構内）

1.3　施工内容　　ワイヤレスマイクシステムは、出演者等がマイクコードの制限を受けることなく自由に演技や演奏ができる舞台演出上必須の音響設備であるが、新国立劇場では、その自由度の高さからワイヤレスマイクの同時使用台数が増加する傾向にある。また、演出上、ケーブルの引くことができない可動舞台上や、本水を使用する場面での使用など様々な状況での対応が求められている。

本工事は、別途行われる現行機器の更新後に、ワイヤレスマイクの台数を加増し、高度な舞台演出に対応できる設備にするため、以下の内容で整備するものである。

①デジタルワイヤレスマイク設備の追加導入及び調整
②特殊ワイヤレスマイク設備の新規導入及び調整
③特殊ワイヤレスマイク用アンテナ及びアンテナケーブル設置工事
④音像定位及び音像移動装置の新規導入及び調整
⑤音像定位用位置検出センサー及びセンサー用ケーブル設置工事

工事及び機器構成内訳は「別紙　工事及び納入機器に備える技術的要件」による。

1.4　完成期限　　平成 27 年 8 月 31 日（月）

1.5　代金の支払　　この工事の請負代金は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）総務企画部経理課から前金払いを含めて 2 回以内に支払うものとする。

2.一般事項

2.1　共通仕様　　この工事の受注者は、仕様書 2 ページ、仕様書別紙 7 ページ及び図面 24 枚（図面 1-1～17、2-1～7）に基づき施工すること。仕様書、仕様書別紙及び図面に記載のない事項については、次の基準、規格を適用すること。

- 文部科学省発注工事請負等契約規則（平成 13 年文部科学省訓令第 22 号）別記第 1 号の工事請負契約基準
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、「公共建築改修工事標準仕様書電気設備工事編」「公共建築改修工事標準仕様書 機械設備工事編」（平成 22 年版）現行 JIS/JEC/JEM/電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準）

2.2　特記仕様　　①納入機器

納入する機器は仕様書別紙に記載された仕様と同等品又は同等品以上とする。但し、同等品以上とする場合は振興会新国立劇場・おきなわ部管理課（以下「管理課」という。）の承諾を得ること。

②完成図書
完成図書（データを含む）及び日本語版取扱説明書をA4版に製本し、各3部提出すること。
③官公署その他への手続き
必要な官公署その他への手続きは速やかに行うこと。
④権利の帰属
本件の目的物及び設計図書等の所有権等、一切の権利は振興会に帰属するものとする。ただし、本契約の前より権利を保有していた等の明確な理由があるものは受注者に帰属し続けるものとする。
⑤秘密保持の責任
受注者は、本契約履行中であると本契約終了後であるとを問わず、本契約の下で知り得た秘密その他業務上の秘密情報について、業務目的のみに使用し、厳重に管理することを遵守するものとし、かつかかる情報を第三者に開示してはならないものとする。

2.3　特記事項

①納入する機器は、運用時間として終日連続して使用できる精度及び性能面での耐久性、信頼性、安全性を有する機器であること。
②機器の搬入、設置、配線、接続、調整の費用は、受注者側の負担とし、完成期限までに完了すること。また、それらが正常に動作することについて管理課の確認を得ること。
③作業日程及び施工場所は、管理課と別途協議すること。また、受注者は作業期間中の公演及び稽古等の進行に支障を来たさぬよう工程を組み、管理課に事前に申し入れをした上で作業を行うこと。
④当該機器に関し、引き渡し完了後1年間の保証期間を設けること。また、保証期間内において、明らかに利用者側に原因があると判断される以外の故障や異常については、無償で修理及び交換を行うこと。
⑤機器の設置に当たっては、劇場内の構造物を傷つけないなど、瑕疵に対して細心の注意を払うこと。
⑥新国立劇場の物件等を汚損あるいは破損したときは、速やかに管理課に報告し、協議の上、原状に復すること。
⑦管理課が指示または定めた諸事項について、受注者はその指示に従うこと。
⑧納入後10年間の保全計画書（2年目以降の保守体制で、保証期限等のある部品交換等を想定したもの）を提出すること。
⑨調達する機器に関しては、日本国内に本社、支社もしくは代理店があり、修理等の技術者を有していること。
⑩施工者の本社、支社、営業所のいずれかが東京都内及び神奈川県、千葉県、埼玉県にあること。

3.その他

以上は、概要を示したものであるから、本仕様書に記載のない事項については、受注者、管理課双方の協議によって定めること。

以上